

都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物規制課

危険物の規制に関する政令第9条第20号イの屋外にある  
タンクの防油堤に関する運用について

先般の危険物関係法令の一部改正により、防油堤の基準が強化整備されたが、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第9条第20号イの屋外にあるタンク（以下「タンク」という。）に設ける防油堤については、当該タンクにおける危険物の取扱い、その設置状況等の実態にかんがみ、当該タンクに係る防油堤の基準の適用にあたっては、下記により運用することとしたので、これにのつとり、危険物行政上遺憾のないよう御配慮願いたい。

なお、管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

- 1 引火性危険物を取り扱うタンクの防油堤については、次によること。

なお、危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第22条第2項に規定する防油堤の基準のうち、次に掲げる事項以外の事項に係る基準については、当該基準によるものであること。

- (1) 容量は、1のタンクの周囲に設ける防油堤にあつては、当該タンクの容量の50%以上とし、2以上のタンクの周囲に設ける防油堤にあつては、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量の50%に他のタンクの容量の合計の10%を加算した容量以上とすることができること。
- (2) 規則第22条第2項第4号から第8号まで及び第11号の規定は適用しないことができる。
- (3) 容量が1,000k1未満で、かつ、高さが10m未満のタンクの防油堤の構造の詳細は、昭和51年1月16日付消防予第4号「屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について」都道府県知事あて消防庁次長通達（以下「通達」という。）3(3)イ(ウ)に掲げる構造の例によることができること。
- (4) 既設のタンクの防油堤については、次によること。

ア 引火点が130℃未満の第4類の危険物を取り扱うタンクで、昭和51年3月31日以前に許可を受けた製造所に設けられるものに係る防油堤については、規則第22条第2項第1号、第2号及び第9号の規定にかかわらず、昭和

51年3月31日危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令による防油堤に係る改正規定によらず、当該改正以前の規定によることができる。また、規則第22条第2項第3号から第8号まで第11号及び第12号の規定は、適用しないことができる。

イ 引火点が130℃以上の第4類の危険物を取り扱うタンクで、昭和51年3月31日以前に許可を受けた製造所に設けられるものについては、防油堤を設けないことができる。

ウ 第4類以外の引火性危険物を取り扱うタンクで、昭和51年6月15日以前に許可を受けた製造所に設けられるものについては、防油堤を設けないことができる。

2 非引火性危険物を取り扱うタンクの防油堤については、次によること。なお、規則第22条第3項の規定において準用する同条第2項の基準のうち、次に掲げる事項以外の事項に係る基準については、当該基準によるものであること。

(1) 容量は、上記1(1)によること。

(2) 防油堤の構造の詳細は、上記1(3)によること。

(3) 規則第22条第3項において準用する同条第2項第11号の規定は、適用しないことができること。

(4) 昭和51年6月15日以前に許可を受けた製造所に設けられるタンクについては、防油堤を設けないことができる。

### 3 経過措置

1(4)アに該当するタンクの防油堤について、所要の措置を講ずる期間は、既設の屋外タンク貯蔵所に関する防油堤に係る経過措置（昭和51年3月31日及び同年6月15日付け規則改正の附則に規定するもの）と同様とすること。